



平成16年6月30日

独立行政法人労働政策研究・研修機構  
理事長 小野 旭 殿

独立行政法人労働政策研究・研修機構

監事 和田 信 

監事 川 澄 弘 

意 見 書

独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人労働政策研究・研修機構の平成15年10月1日から平成16年3月31日までの平成15年度における財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、行政サービス実施コスト計算書及び付属明細書）及び予算の区分に従い作成した決算報告書につき監査を実施した。

1. 監査の方法の概要

当該独立行政法人の契約した会計監査法人の監査結果を聴取し、会計に関する帳簿、証拠書類及び計算書類を閲覧、点検、資産の実地監査を行うとともに、経理会計責任者から聴取を行った。

2. 監査の結果

- (1) 財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して作成されており、当該独立行政法人の平成16年3月31日現在の財産の状況、平成15年度の運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 決算報告書は、当該独立行政法人による平成15年度の予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

以上